

医療措置の内容及び協定締結の要件

1 病床の確保

対象事業所： **病院** **診療所**

対象	病院、有床診療所
内容	新興感染症の患者を入院させ、必要な医療の提供を行う。
要件	<p>【第一種協定指定医療機関の指定基準】</p> <p>① 医療機関に所属する者に対し、最新の知見に基づく適切な感染の防止のための措置その他必要な措置を実施することが可能であること</p> <p>② 医療機関の感染症の患者が他の患者等と可能な限り接触することなく当該患者を診察することができるとその他医療機関における院内感染対策を適切に実施しながら、必要な医療を提供することが可能と認められること</p> <p>③ 新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間において、知事の要請を受け、通知^(※)又は医療措置協定の内容に応じ、新型インフルエンザ等感染症若しくは指定感染症の患者又は新感染症の所見がある者を入院させ、必要な医療を提供する体制が整っていると認められること</p>

※ 感染症法第36条の2第1項の規定により、公的医療機関等に対して講じるべき措置等を通知するもの

【基本的な考え方】

- ・ **新型コロナウイルス感染症対応において、入院患者の受入を行った医療機関と同等の医療機関**

医療措置の内容及び協定締結の要件

【協定書のイメージ】

対象事業所： **病院** **診療所**

一 病床の確保（患者を入院させ必要な医療を提供）

対応時期 (目途)	流行初期期間（新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われてから3か月程度）	流行初期期間経過後（新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われてから6か月）	
対応の内容	○床（うち重症者用○床）		
	（内訳）要配慮患者対応病床	精神疾患患者	○床
		妊産婦	○床
		小児	○床
		障害児者	○床
		認知症患者	○床
		がん患者	○床
		透析患者	○床
外国人	○床		
（内訳）要配慮患者の病床数	精神疾患患者	○床	
	妊産婦	○床	
	小児	○床	
	障害児者	○床	
	認知症患者	○床	
	がん患者	○床	
	透析患者	○床	
外国人	○床		
即応化の期間	甲からの要請後速やかに（1週間以内を目途に）即応化すること。	甲からの要請後速やかに（2週間以内を目途に）即応化すること。	

医療措置の内容及び協定締結の要件

2 発熱外来の実施

対象事業所： **病院** **診療所**

対象	病院、有床診療所、無床診療所
内容	新興感染症が疑われる発熱等患者の診療・検査を実施する
要件	<p>【第二種協定指定医療機関の指定基準】</p> <p>① 医療機関に所属する者に対し、最新の知見に基づく適切な感染の防止のための措置その他必要な措置を実施することが可能であること</p> <p>② 医療機関を受診する者が、他の当該医療機関を受診する者と可能な限り接触することなく当該受診する者を診察することができることその他医療機関における院内感染対策を適切に実施しながら、外来医療を提供することが可能であること</p> <p>③ 新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間において、知事の要請を受け、通知^(※)又は医療措置協定の内容に応じ、新型インフルエンザ等感染症若しくは指定感染症の疑似症患者若しくは当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者又は新感染症にかかっていると疑われる者若しくは当該新感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者の診療を行う体制が整っていると認められること</p>

※ 感染症法第36条の2第1項の規定により、公的医療機関等に対して講じるべき措置等を通知するもの

【基本的な考え方】

・ **新型コロナウイルス感染症対応において、診療・検査医療機関（外来対応医療機関）と同等の医療機関**

医療措置の内容及び協定締結の要件

【協定書のイメージ】

対象事業所：**病院** **診療所**

二 発熱外来の実施

対応時期 (目途)	流行初期期間（新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われてから3か月程度）	流行初期期間経過後（新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われてから6か月）
対応の内容	<input type="checkbox"/> 人/日 (検査（核酸検出検査）の実施能力： <input type="checkbox"/> 件/日)	<input type="checkbox"/> 人/日 (検査（核酸検出検査）の実施能力： <input type="checkbox"/> 件/日)
対応患者	かかりつけ患者以外の対応 <input type="checkbox"/> 小児患者の対応 <input type="checkbox"/>	かかりつけ患者以外の対応 <input type="checkbox"/> 小児患者の対応 <input type="checkbox"/>

医療措置の内容及び協定締結の要件

3 自宅療養者等への医療の提供

対象事業所： **病院** **診療所** **薬局** **訪問看護事業所**

対象	病院、有床診療所、無床診療所	薬局	訪問看護事業所
内容	<p>自宅、宿泊療養施設、高齢者施設等での療養者に対し、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オンライン診療や電話診療、往診などの医療を提供する ・健康観察を実施する 	<ul style="list-style-type: none"> ・オンライン服薬指導や訪問しての服薬指導などを実施する（薬剤の配送が前提） ・健康観察を実施する 	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問看護を実施する ・健康観察を実施する
要件	【第二種協定指定医療機関の指定基準】		
	<ul style="list-style-type: none"> ① 当該医療機関に所属する者に対し、最新の知見に基づく適切な感染の防止のための措置その他必要な措置を実施することが可能であること ② 新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間において、知事の要請を受け、通知^(※)又は医療措置協定の内容に応じ、外出自粛対象者に対する医療を提供する体制が整っていると認められること 	<ul style="list-style-type: none"> ① 当該薬局に所属する者に対し、最新の知見に基づく適切な感染の防止のための措置その他必要な措置を実施することが可能であること ② 新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間において、知事の要請を受け、通知^(※)又は医療措置協定の内容に応じ、外出自粛対象者に対する医療として調剤等を行う体制が整っていると認められること 	<ul style="list-style-type: none"> ① 当該指定訪問看護事業者に所属する者に対し、最新の知見に基づく適切な感染の防止のための措置その他必要な措置を実施することが可能であること ② 新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間において、知事の要請を受け、通知^(※)又は医療措置協定の内容に応じ、外出自粛対象者に対する医療として訪問看護を行う体制が整っていると認められること

※ 感染症法第36条の2第1項の規定により、公的医療機関等に対して講じるべき措置等を通知するもの

【基本的な考え方】 新型コロナウイルス感染症対応において、対応実績のある医療機関と同等の医療機関

医療措置の内容及び協定締結の要件

対象事業所：

病院

診療所

薬局

訪問看護事業所

病院

診療所

三 自宅療養者等への医療の提供及び健康観察

対応時期 (目途)	流行初期期間経過後（新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われてから6か月）
対応の内容	・電話／オンライン診療： <input type="checkbox"/> （高齢者施設等への対応： <input type="checkbox"/> ）
	・往診等： <input type="checkbox"/> （高齢者施設等への対応： <input type="checkbox"/> ）
	（上記の医療措置のいずれかの対応が可能な場合）
	・健康観察の対応： <input type="checkbox"/> （高齢者施設等への対応： <input type="checkbox"/> ）

薬局

対応時期 (目途)	流行初期期間経過後（新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われてから6か月）
対応の内容	・電話による服薬指導（※）： <input type="checkbox"/> （高齢者施設等への対応： <input type="checkbox"/> ）
	・オンライン服薬指導： <input type="checkbox"/> （高齢者施設等への対応： <input type="checkbox"/> ）
	・薬剤等の配送： <input type="checkbox"/> （必須） （高齢者施設等への対応： <input type="checkbox"/> ）
	（上記の医療措置のいずれかの対応が可能な場合）
	・健康観察の対応： <input type="checkbox"/> ・健康観察の対応： <input type="checkbox"/>

訪問看護事業所

対応時期 (目途)	流行初期期間経過後（新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われてから6か月）
対応の内容	・訪問看護： <input type="checkbox"/> （高齢者施設等への対応： <input type="checkbox"/> ）
	（上記の医療措置の対応が可能な場合）
	・健康観察の対応： <input type="checkbox"/> ・健康観察の対応： <input type="checkbox"/>

医療措置の内容及び協定締結の要件

4 後方支援

対象事業所： **病院** **診療所(有床)**

対象	病院、有床診療所
内容	<ul style="list-style-type: none">・ 新興感染症から回復後に入院が必要な患者の転院を受け入れる・ 病床の確保を担う医療機関に代わって一般患者を受け入れる

【基本的な考え方】

新型コロナウイルス感染症対応において、後方支援の対応実績のある医療機関と同等の医療機関

医療措置の内容及び協定締結の要件

【協定書のイメージ】

対象事業所： **病院** **診療所(有床)**

四 後方支援

対応時期 (目途)	流行初期期間（新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われてから3か月程度）	流行初期期間経過後（新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われてから6か月）
対応の内容	主に流行初期医療確保措置の対象となる協定を締結している医療機関に代わっての一般患者の受入： 【可・不可】	回復患者の転院受入： 【可・不可】 病床の確保の協定を締結している医療機関に代わっての一般患者の受入： 【可・不可】

医療措置の内容及び協定締結の要件

5 人材派遣

対象事業所： **病院** **診療所(有床)**

対象	病院、有床診療所
内容	・感染症医療担当従事者(※1)や感染症予防等業務関係者(※2)の派遣を実施する（医師、看護師等）

※1：感染症医療担当従事者

感染症患者に対する医療を担当する医療従事者（医師、看護師、その他の医療従事者）のこと。

なお、感染症法に基づく者であり、災害対応を行うことはありません。

※2：感染症予防等業務関係者

実際に医業を行う医療従事者だけでなく、事務職も含め、次の場合に対応する者のこと。

なお、新型コロナウイルス対応の高齢者施設等に派遣する感染制御・業務継続支援チームもこれに該当します。なお、感染症法に基づく者であり、災害対応を行うことはありません。

- ①急速な感染拡大により、感染症対応に一定の知見があり感染者の入院等の判断・調整を行う医師や看護師が不足する場合
- ②特定の医療機関において大規模クラスターが発生し、多数の医療従事者の欠勤が発生、診療体制の継続が難しい場合など医療人材が局所的・臨時的に不足する場合

【基本的な考え方】

新型コロナウイルス感染症対応において、人材派遣対応実績のある医療機関と同等の医療機関

医療措置の内容及び協定締結の要件

【協定書のイメージ】

対象事業所：**病院** **診療所(有床)**

五 医療人材派遣

対応時期 (目途)	流行初期期間経過後（新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われてから6か月）		
対応の内容	職種別人数		(うち県外派遣可能人数)
	実人数		
	医師	○人	○人
	看護師	○人	○人
	その他職種	○人	○人
(内訳人数…対応業務及び)	(1)感染症医療担当従事者		
	医師	○人	○人
	看護師	○人	○人
	その他職種	○人	○人
	(2)感染症予防等業務対応関係者		
	医師	○人	○人
	看護師	○人	○人
	その他職種	○人	○人
	(3)DMAT		
		○人	○人

医療措置の内容及び協定締結の要件

6 個人防護具の備蓄

対象事業所：

病院

診療所

薬局

訪問看護事業所

対象	病院、有床診療所、無床診療所、薬局、訪問看護事業所 〔①病床の確保、②発熱外来の実施、③自宅療養者等への医療の提供、④後方支援、⑤人材派遣〕 のいずれか1つ以上の項目の協定を締結するものに限る)
内容	・感染症の発生・まん延時に使用する個人防護具（①サージカルマスク、②N95マスク、③アイソレーションガウン（※1）、④フェイスシールド（※2）、⑤非滅菌手袋）の2か月分（※3）の備蓄
要件	【備蓄方法の例】（※4）。（必要に応じて、組み合わせて実施することも可） ① 優先供給 ：物資の取引事業者から優先的に供給を受ける協定等によるもの ② 流通備蓄 ：物資の取引事業者の保管施設内での備蓄を確保するもの ③ 医療機関内の備蓄 ：医療機関又は医療機関の保管施設等において備蓄するもの

※1：プラスチックガウンを含む。

※2：再生利用可能なゴーグルを含む。この場合は、新興感染症対応時の医療機関での1日あたりの使用量（必要人数分の必要量）を備蓄していれば、フェイスシールドの備蓄を要さないものとし、かつ、フェイスシールドの使用量2か月分を備蓄しているものと同等として取り扱う。

※3：令和3年、令和4年の新型コロナウイルス感染症対応で使用した平均的な使用量（新興感染症診療部門以外での使用量を含む）を用いて、各医療機関において、個人防護具の種類ごとにそれぞれ2か月分の使用量を設定する。（ただし、薬局が備蓄する対象物資の種類は任意）

※4：個人防護具の備蓄は、物資を購入して保管し、使用期限が来たら廃棄するのではなく、平素から備蓄物資を有効に活用していただく観点から、備蓄物資を順次取り崩して感染症対応以外の通常医療の現場で使用する、**回転型での備蓄を推奨**する。

医療措置の内容及び協定締結の要件

【協定書のイメージ】

対象事業所： **病院** **診療所** **薬局** **訪問看護事業所**

(個人防護具の備蓄)

第4条 新型インフルエンザ等感染症等に係る医療を提供する体制の確保に必要な措置を迅速かつ適確に講ずるため、個人防護具は、次のとおり、乙が備蓄する。

(乙における2ヶ月分の使用量)

サージカルマスク	N95 マスク	アイソレーションガウン	フェイスシールド	非滅菌手袋
○枚	○枚	○枚	○枚	○枚

※ 備蓄方法の例

- ・優先供給（物資の取引事業者から優先的に供給を受ける協定等によるもの）
- ・流通備蓄（物資の取引事業者の保管施設内での備蓄を確保するもの）
- ・医療機関内の備蓄（医療機関又は医療機関の保管施設等において備蓄するもの）

【2か月分の使用量の算出方法（例）】

- ・令和3年や令和4年の個人防護具の使用の種類ごとに2か月で使用する平均的な使用量を算出して記載
→ 例えば、N95マスクの使用実績がない医療機関においては、**2か月分の使用量を「0」と記載することも可**
- ・ただし、薬局は、協定を締結する医療措置の内容により、5種類全ての備蓄を求めるものではないことに留意
→ 例えば、N95マスクの使用が想定されない場合は、**2か月分の使用量を「0」と記載することも可**

協定締結に係る今後のスケジュール

○ 医療措置協定締結に向けた今後のスケジュール（令和5年度）

- ・ 1月29日～2月12日 ① 協定締結内容の**事前協議** 対象：全ての医療機関

（協議方法）

- ・ 岩手県電子申請・届出サービスを利用して、協定記載項目を回答
- ※ 県ホームページに掲載する回答フォームへの案内は、別途連絡

- ・ 2月13日～3月3日 ② 協定締結内容の**個別協議** 対象：保健所から連絡のあった一部の医療機関

（協議方法）

- ・ 必要に応じ、保健所からの連絡を受けて、協定締結内容を再協議
- ・ 内容を変更した場合、県ホームページの回答フォームから回答を修正

- ・ 3月4日～3月31日 ③ 協定書の**受領・保管** 対象：全ての協定締結医療機関

（協定書の発行方法）

- ・ 岩手県電子申請・届出サービスから協定書をダウンロード
- ※ 協定書（写し）を、下記④の指定書の郵送時に併せて送付

- ・ 3月4日～3月31日 ④ 協定指定医療機関の指定書の**受領・保管** 対象：全ての協定指定医療機関

（指定書の交付方法）

- ・ 県庁から、協定指定医療機関あて郵送

